

令和8年5月 29 日招集

第 36 回

定 例 総 会 議 事 録

加茂市農業委員会

第 36 回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和 8 年 5 月 29 日午前 9 時 30 分から下記議案審議のため第 36 回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所 5 階全員協議会室で開催した。

記

第 92 号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

	2番 木村雅一 君	3番 小池俊木 君
4番 西村修市 君		6番 梅田守康 君
7番 坂内長市 君	8番 坂上辰彦 君	
10番 近藤サチ子 君	11番 浅川和夫 君	12番 中野良一 君
13番 諸橋利彦 君	14番 飯岡佐治雄 君	15番 佐藤愛子 君
16番 山田喜良 君	17番 吉村陽介 君	18番 田澤淑子 君
19番 加茂重夫 君		

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

1番 長谷川正典 君	9番 小林裕一 君
------------	-----------

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	加茂2番 飯岡大介 君	下条1番 井上長治 君
	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦久 君
須田1番 小林健 君	須田2番 高橋正明 君	

○ 本日の会議に欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

下条2番 坂上嘉一郎 君

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 大野博司 君	書 記 佐藤正直 君
------------	------------

議 長(加茂重夫君)

本日は、ご多用のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

田植えはほぼ終了しました。稲作においては約八割が終わったと思います。この後の二割は管理次第でございます。今後、収穫に向かって、農業委員として農家の見本となるよう頑張っていたきたいと思います。

それでは、議事に入ります。

報告いたします。本日、欠席の通告がありました農業委員は1番 長谷川正典君、9番 小林裕一君であります。

ただ今の出席農業委員数は、16 名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第 36 回定例総会を開会いたします。

なお、本日欠席の通告がありました推進委員は、下条2番 坂上嘉一郎君であります。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようでございますので、

2番 木村雅一君、3番 小池俊木君を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員でおこないますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、第 92 号議案

「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を上程いたします。

なお、〇〇番 〇〇〇〇君は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(〇〇番 〇〇〇〇委員退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(大野博司君)

事務局長 大野です。議案書1ページをお開きください。

【第 92 号議案朗読後説明】

それでは別冊の第 92 号議案関係参考資料をご覧ください。

(参考資料1・2による説明)

この農用地利用集積等促進計画(案)は令和8年7月 31 日に県公告を予定し

議 長(加茂重夫君)

ているものになります。

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、意見なしと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は意見なしとすることに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いします。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 着席)

退席委員に報告します。本議案は意見なしとすることとして市長に送付することに決定いたしました。

以上で本日の議案は全部終了いたしました。

(議案審議終了 午前9時 40 分)

議 長(加茂重夫君)

これより、「報告案件」をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(大野博司君)

事務局長 大野です。

それでは議案書 2 ページをお願いします。

報告第 1 号「農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書について」です。

【報告第 1 号朗読】

受理したのは議案書 2 ページにある 1 件で、これは農地法施行規則第 53 条第 5 項に該当しています。この規則では地域計画に認定農業者が農業施設を設置する場合、周辺の営農に支障がないかを市農林課と検討し、特例として認められるものです。場所は本日配付の資料をご参照ください。

議 長(加茂重夫君)

報告第 1 号について木村委員より現地調査の報告があります。

2 番 木村雅一委員。

2 番(木村雅一君)

2 番 木村です。

5 月 18 日に坂上委員と現地の調査を行ってまいりましたので、その内容をご報告します。

当該申し出地について報告します。

申し出地は、本日配付の資料にありますとおり、国道 403 号線脇で加茂郷土地改良区との間にあり、過去に農地部会等で調査を行った経緯のある土地です。現在、一部で果樹・いちじくが植栽されており、隣地は水田として利用されておりました。計画では水道設備の整備は予定されておらず、

雨水は既存の側溝に接続する予定です。また、土地改良区の同意書や隣接農地の所有者の同意書が提出されております。

以上で報告を終わります。

議 長(加茂重夫君)

次に報告第 2 号をお願いします。

事務局(大野博司君)

事務局長大野です。それでは議案書 3 ページをお開きください。報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」についてご報告します。

【報告第 2 号朗読・説明】

議 長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。

次に事務報告をお願いいたします。

令和 8 年 4 月 30 日以降の事務に関して、各担当者から報告をお願いいたします。

【議案 6 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】

以上で事務報告が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。

これにて、加茂市農業委員会第 36 回定例総会を終了いたします。

(閉会時刻 午前 9 時 45 分)

令和 8 年 5 月 29 日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

2 番 委 員

.....

3 番 委 員

.....